

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2019-513436(P2019-513436A)

【公表日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2018-549233(P2018-549233)

【国際特許分類】

A 6 1 M	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/58	(2006.01)
A 6 1 P	11/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/14	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 M	13/00	(2006.01)
C 0 7 J	71/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 M	11/00	D
A 6 1 K	9/14	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 K	31/58	
A 6 1 P	11/02	
A 6 1 P	11/14	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 M	13/00	
C 0 7 J	71/00	

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月25日(2019.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一回分の投与量の物質をエアロゾル状又は粉末状にして上気道に投与するための経口投与装置であって、前記投与装置は、

前記物質の流体を上気道に経口投与するために口に受容されるように構成されたマウスピースと、

流れ制限器を備える投与調節器と、を含み、

前記流れ制限器は、前記流体が肺に吸入される前に前記流体の流れを阻止することができるものであって、これに続く鼻からの前記流体の排出により、前記物質の粒子を口腔、喉頭腔、咽頭腔、及び、鼻腔に付着させるとともに、前記粒子が気管、下気道、及び、肺に付着するのを制限し、

前記投与調節器は、前記マウスピースからの吸入が行われたときに周囲大気を取り込むための空気用入口を備えているチャンバを含み、前記空気用入口は、前記吸入の速度を制限することにより、前記一回分の投与量が投与される人間が適切なタイミングで前記経口

吸入を止めることができるような大きさに設定されている、経口投与装置。

【請求項 2】

前記チャンバは、前記物質を取り込むための物質用入口を備えており、前記チャンバは、前記マウスピースを介して前記チャンバから上気道に前記流体を投与するために、前記マウスピースと流体連通している、請求項 2 に記載の投与装置。

【請求項 3】

前記投与調節器は、前記流量制限器を含む、請求項1 又は 2 に記載の投与装置。

【請求項 4】

前記流量制限器は、前記空気用入口内に取り付けられた調節弁を含み、前記調節弁は、前記一回分の投与量が投与される人間のプロファイルに従って吸入速度の制限度合を調節することにより、人間が、適切なタイミングで前記経口吸入を止めることができるようとする、請求項3 に記載の投与装置。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の投与装置とコルチコステロイドとの組み合わせであつて、前記コルチコステロイドの一回分の投与量は、アレルギー性鼻炎、非アレルギー性鼻炎、鼻副鼻腔炎、及び、上気道咳嗽症候群からなる群から選択された疾患の治療のための治療有効量である、前記投与装置とコルチコステロイドとの組み合わせ。